



北九州 歴史と夢は 港から

令和3年11月17日
北九州市港湾空港局

報道機関各位

第65回北九州市地方港湾審議会の開催について

次のとおり会議を開催いたしますのでお知らせいたします。

1 日時 令和3年11月24日（水）14：00から

2 場所 リーガロイヤルホテル小倉 3階 エンパイアーム
(小倉北区浅野二丁目14-2)

3 議事（詳細は別紙）

（1）北九州港港湾計画の轻易な変更・・・・・・・別紙1

（2）港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定・・・別紙2

【問い合わせ先】

北九州市港湾空港局総務課

担当：元村（課長）、中島（係長）

TEL：093-321-5911

北九州港港湾計画の軽易な変更（響灘東地区）について

■概要

○響灘東地区では、洋上ウインドファームの建設拠点となる基地港湾を中心に産業用地を整備、風力発電に関する工場、倉庫、船舶などを誘致し、風力発電関連産業の総合拠点化を進めている。基地港湾については、令和2年3月に港湾計画への位置づけを行い、現在、岸壁やヤードの整備を行っている。

○今回変更箇所においては、洋上風力発電施設の建設や調査を行うための作業船（SEP船・作業支援船等）の係留基地とするため、公共埠頭計画及び水域施設計画等を変更する。



■変更内容

○公共埠頭計画

岸壁 3 バース 水深 7.0m 延長 370m (物資補給岸壁) [新規計画]
埠頭用地 0.7ha [新規計画]

○水域施設計画

泊地 水深 7.0m [新規計画]

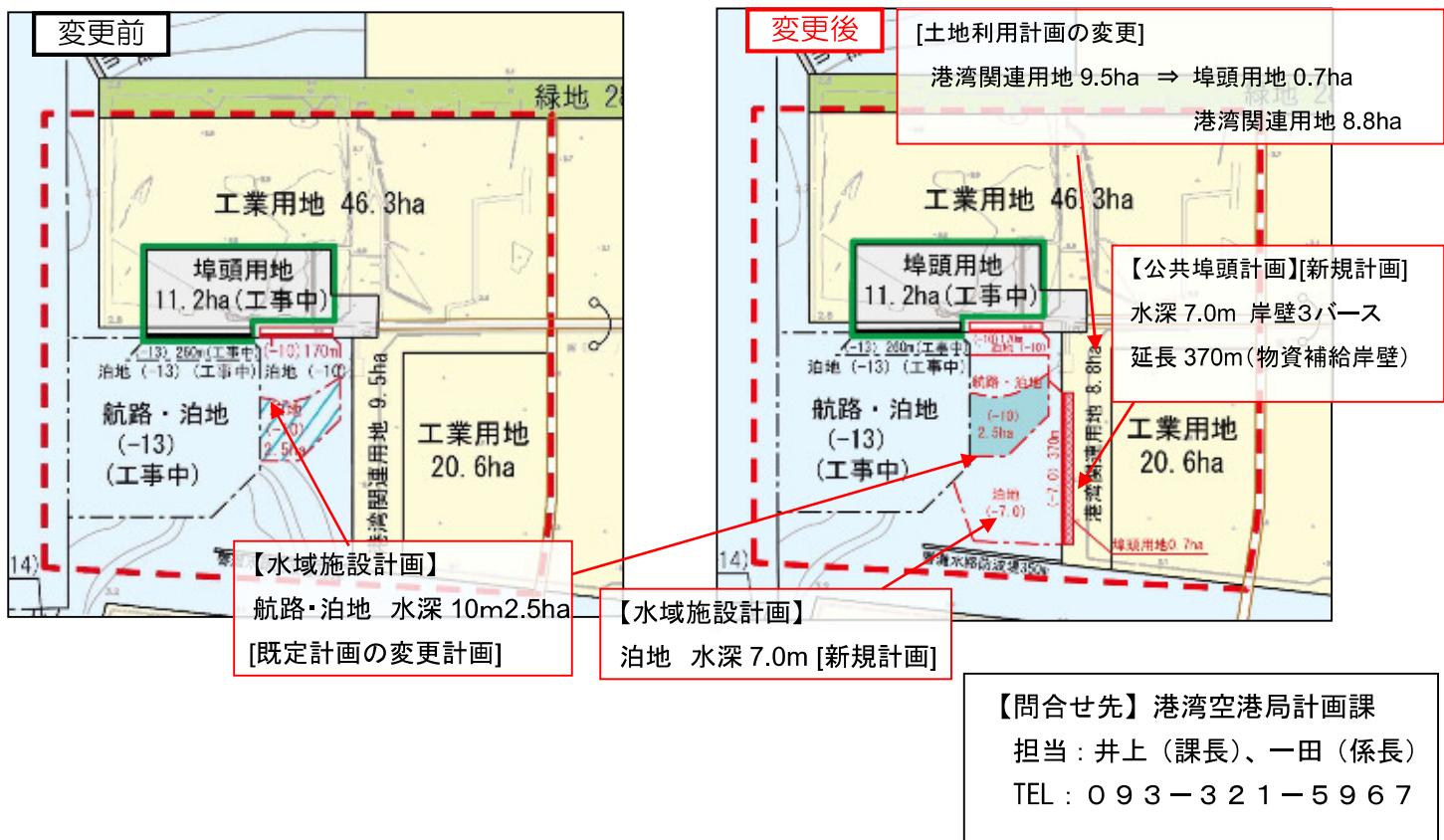
泊地 水深 10.0m 2.5ha ⇒ 航路・泊地 水深 10.0m 2.5ha [既定計画の変更計画]

○土地利用計画

港湾関連用地 9.5ha ⇒ 港湾関連用地 8.8ha、埠頭用地 0.7ha

○その他の重要事項

今回位置づける岸壁を「物資補給等のための施設」として設定



港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について（概要）

■制度の概要

港湾環境整備負担金は、港湾法の定めにより、港湾管理者が実施する港湾の環境を整備し又は保全することを目的とする港湾工事の費用の一部を、臨港地区又は港湾区域内で1万平方メートル以上の工場又は事業場で事業を行っている事業者に負担を求める制度です。

なお、港湾法に基づき、港湾管理者は事業者に負担金を課す場合には、あらかじめ地方港湾審議会に諮問する旨が定められています。

■諮詢事項

港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について

《 参考 》

● 負担対象工事

負担対象工事は、北九州市（港湾管理者）が実施する港湾工事で、次に掲げるもののうち、市長が指定するものです。

- (1) 港湾環境整備施設等の建設又は改良の工事
- (2) 港湾環境整備施設等の維持の工事
- (3) 港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事

● 負担の基準

負担の基準については、港湾法施行令第15条の5及び北九州市港湾環境整備負担金条例で規定されており、具体的には次のとおりです。

(1) 負担金の額

港湾工事に要する費用の2分の1以下に相当する額。

なお、北九州市では工事の性格（当該施設の市民利用の度合い等）により、2分の1から16分の1までの4段階の割合（負担割合）を定めています。

(2) 負担金の算定式

$$\text{負担対象工事費} \times \text{負担割合} \times \frac{\text{各事業者の敷地面積}}{\text{負担区域全体の総敷地面積}}$$

= 負担金額

本件についての問合せ先

北九州市港湾空港局整備課

担当：政徳（課長）、浅井（係長）

電話：093-321-5961